

大東監第 80 号
平成 21 年 7 月 13 日

請求人 様

大東市監査委員 北本 慶三

大東市監査委員 三ツ川 武

住民監査請求書の補正について（通知）

地方自治法第 242 条の住民監査請求を行うためには、監査対象とする違法又は不当な財務会計上の行為があることを具体的に証する書面の添付が必要です。

平成 21 年 7 月 6 日付けであなたから提出された住民監査請求書につきましては、あなたが主張する「A 団体に相談にあっていたのは B 氏一人であったと考えられる」「大東市から支払われた事業費は B 氏一人の人件費に充てられと思料される」の事実を証する書面が添付されていないので、平成 21 年 7 月 24 日までに別途事実を証する書面を提出してください。

なお、補正に要した日数については、監査期間から除外いたします。